

令和4年度第1回公聴会及び  
第1回山口県日本海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和4年6月8日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和4年度第1回公聴会及び第1回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和4年6月8日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を  
発した日 令和4年5月27日
- 5 通知した議題  
(1) まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について
- 6 出席者  
(委員：14名)  
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、藤田 昭夫、若林 敏江、  
南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、  
濱谷 正、宇都宮 康彦  
(県及び事務局)  
水産振興課 課長 澁谷 賢司  
生産振興班 主任 廣畑 二郎  
漁業調整取締班 主査 松永 善文  
下関水産振興局 主査 金近 哲彦  
萩・長門農林水産事務所 主査 玖村 武史  
山口県日本海海区漁業調整委員会事務局 事務局長 天社こずえ  
書記 土井 健一
- 7 公聴会の結果  
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要  
天社事務局長 皆様お待たせいたしました。定刻となりましたが、公聴人の出席が  
ございませんので公聴会の方はこれで閉じさせて頂きたいと思いま  
す。

(13:30 終了)

令和4年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和4年6月8日（水） 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を  
発した日 令和4年5月27日
- 5 通知した議題
  - (1) 議題
    - 第1号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲量について（諮問）
    - 第2号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
    - 第3号議案 下関許容海域における小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）の許可の制限措置及び条件の変更について（協議）
    - 第4号議案 まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について（委員会指示更新）
    - 第5号議案 沖建網漁業の操業制限について（委員会指示更新）
    - 第6号議案 まだい稚魚の採捕の制限について（委員会指示更新）
    - 第7号議案 曲建網漁業の漁具及び漁法の制限について（委員会指示更新）
    - 第8号議案 夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法の制限について（委員会指示更新）
    - 第9号議案 油谷湾におけるすくい網漁業の禁止について（委員会指示更新）
  - (2) 報告事項
    - ア 漁業権一斉切替えについて
    - イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）
- 6 出席者  
(委員：14名)  
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、藤田 昭夫、若林 敏江、  
南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、  
濱谷 正、宇都宮 康彦  
(県及び事務局)

|             |    |       |
|-------------|----|-------|
| 水産振興課       | 課長 | 澁谷 賢司 |
| 生産振興班       | 主任 | 廣畑 二郎 |
| 漁業調整取締班     | 主査 | 松永 善文 |
| 下関水産振興局     | 主査 | 金近 哲彦 |
| 萩・長門農林水産事務所 | 主査 | 玖村 武史 |

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲量について（諮問）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨答申することとした。

第2号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨答申することとした。

第3号議案 下関許容海域における小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）の許可の制限措置及び条件の変更について（協議）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨答申することとした。

第4号議案 まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することとした。

第5号議案 沖建網漁業の操業制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することとした。

第6号議案 まだい稚魚の採捕の制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することとした。

第7号議案 曲建網漁業の漁具及び漁法の制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することとした。

第8号議案 夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法の制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することとした。

第9号議案 油谷湾におけるすくい網漁業の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することとした。

(2) 報告事項

ア 漁業権切替えについて

水産振興課から説明を受けた。

イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）

水産振興課から説明を受けた。

## 9 審議の概要

天社事務局長

定刻になりましたが、公聴会の方は出席者がありませんので閉じさせていただきます。ただ今から令和4年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員定数15名のうち、14名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

議事に入ります前に会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

濱本会長

みなさんこんにちは。多忙な折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。本日は、今年度最初の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

天社事務局長

ありがとうございました。

続いて今年4月の人事異動により事務局職員及び行政職員に異動がありましたので、紹介させていただきます。

-----澁谷課長ほかを紹介-----

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、濱本会長さんお願い致します。

濱本会長

議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は南野委員、濱谷委員をお願いします。

それでは第1号議案「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

土井書記

お手元の資料の1ページをお開きください。令和4年5月31日付けで山口県知事から日本海海区漁業調整委員長あてに諮問がなされております。

内容につきましては水産振興課から説明いたします。

廣畑主任

資料に基づいて説明いたします。資料2ページをご覧ください。こちらは、実際の漁獲可能量の公表の資料になります。資料の内容については、この後の資料により説明します。

資料 3 ページをご覧ください。令和 4 年管理年度における知事管理漁獲量の公表について説明します。

まず経緯ですが、漁獲可能量 TAC 管理の根拠法が令和 3 年管理年度から漁業法に移行しまして、知事管理漁獲可能量は、山口県資源管理方針とは別に公表することとなっています。

知事管理漁獲量の設定手続きですが、国が都道府県漁獲枠を設定、知事が県方針の配分基準に従って枠を設定、知事が関係海区漁業調整委員会に諮問、農林水産大臣がこれを承認、知事が漁獲枠を遅滞なく公表する。この 5 段階の手続きで行います。

2 番目の知事管理漁獲量の設定ですが、管理期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までとなっています。

漁獲可能量ですが、本県全体では 1,100 トン、そのうち 8 割の 880 トンが中型まき網漁業に配分されます。

そして、その他の漁業については現行水準管理となっています。

3 番目の付帯決議ですが、追加配分・融通等による漁獲可能量の変更についてということで、国は「さば類」に係る留保枠配分手続きの迅速化のため、漁獲実績が当初配分の 75%を超えた場合には、当初配分と同量まで段階的、自動的に留保枠を追加配分できるルール、また数量明示での配分を受けている都道府県と大臣管理区分間で合意が整えば、当該合意に基づく留保枠からの配分が可能なルールを示しています。

また、国は「さば類」等の TAC 対象種についてもクロマグロと同様に管理区分の融通を促進する方針を示しています。

このため、国からの追加配分、融通等の配分変更によって「さば類」の知事管理区分の数量変更が生じる可能性が想定されます。

このような場合、通常であれば漁獲可能量の変更について海区漁業調整委員会に諮った上で、知事管理漁獲量の公表を行う必要があります。

しかしながら、漁獲枠がひっ迫した状況においても上記手続きが必要であるため、変更された漁獲枠に基づく管理を開始するまでにタイムラグが生ずる恐れがあります。

つきましては、国からの配分変更によって漁獲枠変更が生じた際には、円滑な漁獲を継続するため資源管理方針別紙の配分基準に基づいて知事管理漁獲可能量を変更し、変更の内容については速やかに事後報告することで了解していただきたいと思えます。

下に 1,000 トン追加配分があった際のイメージを示しております。

県全体の配分数量については、1,100 トンに 1,000 トン上積みされまして、2,100 トン、中型まき網漁業については、そのうち 8 割の 1,680 トンが配分されます。その他の漁業については、現行水準の管理となります。

ちなみに追加配分については、当初配分を超えない数量まで行われます。

資料5 ページ目に移ります。こちらは、我が国全体及び山口県の TAC の漁獲枠、漁獲実績及び消化率の推移を示したものです。

資料では、平成20年管理年度以降のものを示しています。令和3管理年度以降、改正漁業法による TAC 管理が開始されまして、それと同時に日本海と太平洋を分けて管理するようになりました。令和3管理年度は当初1,500トンの配分がありました。令和4管理年度につきましても、令和3管理年度より400トン少ない1,100トンとなっております。

資料6 ページ目に移りまして、こちらの方は資源状況に関わる参考資料となります。今日は、時間の関係で全ては説明しませんが、資源状況のまとめについて説明します。

資料8 ページ目の下をご覧ください。マサバ対馬暖流系群の資源状況のまとめです。漁獲量は、2000年代以降、20から30万トン程度で安定して推移していましたが、2020年は過去最低を記録しています。

資源量につきましても2000年代以降、安定して推移してきましたが、2020年は過去最低を記録しています。

2020年の親魚量は、MSY水準を下回っており、漁獲圧は適正值よりやや高い状態、神戸プロットの赤信号ゾーンということで資源的には悪い状況となっております。

続きまして資料11 ページをご覧ください。ゴマサバ東シナ海系群の資源状況のまとめについて説明します。

漁獲量、資源量ともに2018年から2019年にかけて大きく減少し、2020年は過去最低を記録しています。

2018年は、韓国で過去最高の漁獲があり、高い漁獲圧がかかったと推定されます。

2020年の親魚量は、MSY水準を大きく下回っている状況でありまして、さらに限界管理基準値を下回っている状況です。

ゴマサバ及びマサバの TAC 設定ですが、両者の市場での判別困難ということでまとめて管理されています。また、令和3管理年度から日本海・東シナ海側と太平洋側で系群別に管理が行われています。

令和2年の資源管理方針に関する検討会で合意された漁獲シナリオと最新資源評価結果に基づき TAC が算出されています。

令和4管理年度の我が国の TAC は、12.9万トン、そのうち国の留保分が2割ありまして、それ以外が大臣管理区分と各県に配分されることとなっております。

直近3年間の漁獲量割合で各県への配分が決定され、R4管理年度の本県 TAC は、1,100トンとなっております。

以上で説明を終わります。

濱本会長                   ただ今説明がありました、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島委員                   1点だけいいですか。  
5 ページ、表で令和3管理年度の山口県の漁獲枠 2,500 トンと漁業法改正後の漁獲枠が 1,500 トンになっていますがどうしてですか。

廣畑主任                   令和3管理年度の当初枠は 1,500 トンだったんですけど、途中で漁獲枠の 75%まで到達しまして、75%ルールに基づいて 1,000 トンの追加配分を受けているということです。  
当初は、1,500 トンで、漁期途中確か 1 2 月頃だったと思うのですが、1,000 トンの追加配分がなされたということです。

中島委員                   解りました。ところで、それだけの配分枠に対して漁獲量はどれくらいですか

廣畑主任                   まだ、漁期途中で正確にはわかりませんが、4 月までの状況では 2,000 トン近くにはいきそうな状況です。

中島委員                   ということは、令和4管理年度は、1,100 トンではちょっと厳しいということですね。

廣畑主任                   そうですね。正直、1,100 トンでは厳しくて、追加配分を受けないといけないと思います。

中島委員                   追加配分のシステムがあるからなんとかなるという理解でよいですか。

廣畑主任                   そうですね。

濱本会長                   他にご意見ありますか。  
それでは、第1号議案につきまして原案どおりで適当である旨答申することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

濱本会長                   全員異議なしと認めます。第1号議案につきましては、原案のとおりで適当である旨答申することとします。  
続きまして第2号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

土井書記 資料の12ページをお開きください。令和4年6月1日付で山口県知事から日本海海区漁業調整委員長あてに諮問がされています。内容については、水産振興課が説明します。

松永主査 水産振興課、松永です。  
2号議案について、私が説明いたします。  
お手元の資料12ページに知事からの諮問文を載せています。新規の許可をする場合には、漁業法におきまして制限措置と申請期間を定めて公示する。  
公示する場合には、漁業調整委員会の意見を聴かなければいけないことになっておりますため、意見を聴くものです。  
今回は、県内の知事漁業許可に係るものです。  
具体的な公示案ですが、13ページに示しております。今回は、すくい網漁業につきまして定めております。  
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は6、船舶の総トン数は15トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、操業区域は山口県外海、操業期間は1月から12月までの周年になっています。  
申請期間については、2番に示しておりますが、令和4年6月9日から7月8日までの1ヶ月としています。  
簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

濱本会長 ただいま、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。  
よろしいですか。  
意見がなければ、第2号議案について、原案のとおり適当である旨、答申してよろしいですか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 全員異議なしと認めます。第2号議案は、原案どおりで適当である旨答申することとします。  
続いて、第3号議案「下関許容海域における小型機船底びき網手繰第2種（えびこぎ網）漁業の許可の制限措置及び条件に変更について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

土井書記 お手元の資料14ページをお開きください。令和4年6月1日付で山口県農林水産部長から日本海海区漁業調整委員長あてに協議がなされています。  
内容について説明します。

15ページをご覧ください。

経緯、変更理由ですが、下関外海地区では、小型機船底びき網漁業が主幹漁業として、昭和40年代には100隻もの漁船が許可を受けて操業しておりましたが、現在では許可を受けているのは30隻まで減少しています。

また、そのうち本格的に稼働しているのは、15隻と大幅に減少しています。

小型機船底びき網漁業だけでなく、他種漁業も同様に大きく減少し、さらに漁場環境や海況の変化により水揚げは厳しい状況であるとともに、近年の燃油高騰によって漁業経営は厳しさを増しています。

こうした背景の中で、今年3月、下関外海漁業共励会において、県漁協彦島支店から小型機船底びき網漁業の操業区域拡張と8月休漁期の撤廃の要望がなされました。

共励会の中で審議され、了解されまして隣接する豊浦郡水産共励会に規制緩和の同意が求められました。

豊浦町水産振興協会及び豊北町水産振興協会で審議の後、5月26日に豊浦郡水産共励会にて了承され、それを受けまして、下関外海漁業共励会から知事あてに要望書が提出されました。

底びき網漁業の維持、存続は、地域水産業にとって重要であり、今回の要望は漁業者の経営安定につながるるとともに、漁業振興に寄与するものであります。

このため、底びきの制限措置及び条件を変更し、漁場の有効利用と経営安定を図ろうとするものです。

2番目の制限措置の変更案ですが、変更となる場所は操業区域の変更になります。

21ページの操業区域図を見ていただきたいですが、蓋井島の西側について操業区域を約2.2km拡大するものです。

18ページをご覧ください。許可の条件の変更ということで、従来8月14日午前7時から8月28日午前7時の間は操業してはならないという条件がありましたが、これを撤廃するものです。

本日、ご了解をいただければ、その後、変更の許可申請を6月から7月に申請してもらい、7月に変更の許可を行う予定です。

対象の許可隻数は、30隻を予定しております。

以上で説明を終わります。

濱本会長                   ただいま、説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますか。

宇都宮委員               今、事務局の方から説明がありましたとおり、下関外海において主幹漁業である底びき漁業は大変厳しい状況に置かれています。

今回、彦島支店から要望が出され、先日、共励会で審議が行われ

主幹漁業である底びき網漁業を守るためには、必要なことであるという  
ことで協議が整いましたので、よろしくご審議のほどお願いします。

濱本会長

他にご意見等がなければ、第3号議案については、原案のとおりで  
適当である旨回答してよろしいですか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第3号議案は原案どおりで適当である旨  
回答することとします。

引き続き、次の議事に入ります。第4号議案から第9号議案までは、  
現行の委員会指示を更新する内容ですので、事務局からまとめて説明  
を受けた後、個別に審議を行います。事務局、順に説明してください。

土井書記

21ページをお開きください。

第4号議案「まぐろの採捕を目的として行うまきえつり及び当該ま  
きえつりに係る遊漁案内行為の禁止について」です。

委員会指示の経緯ですが、毎年、委員会指示の更新がありますので、  
ご存じと思います。

平成3年頃から、見島八里ヶ瀬漁場において遊漁船が大量のまき餌  
によりマグロを獲るということでマスコミに紹介され、遊漁船が漁場  
に集中するということとなりました。

漁法については、船を固定し、釣糸を200から300m繰り出し、漁  
場を広く占有するため漁業操業の支障になるとともに、大量のまき餌  
により漁場の荒廃が危惧されておりました。平成6年、八里ヶ瀬漁場  
利用調整協議会が設立され、漁場利用協定が締結されました。

この協定に関しまして、八里ヶ瀬漁場利用協議会から協定内容が円  
滑に履行されるよう承認制が要望され、委員会において、委員会指示  
により協定の実効を担保することが適当であるということから委員会  
指示が発出され、以後、更新要望が出され委員会指示が発出されてい  
ます。

令和3年度も48隻の承認実績があります。23ページには今回の要  
望書を掲載しております。

以上で、説明を終わります。

次に37ページをお開きください。「沖建網漁業の操業制限につい  
て」を説明いたします。

経緯にありますように、沖建網漁業の操業制限に関する委員会指示  
については、平成22年まで「特定海域（阿武荻）の操業制限に係る  
指示」と「山口県外海全域の時間制限に係る委員会指示」の2つの指  
示がありました。

平成22年6月に開催された委員会におきまして、2つの委員会指示が一本化され、以後、有効期間を3年とした現委員会指示が発出され、現在まで更新されています。

最初の「阿武菘沖合の建網漁業の操業制限について」の経緯について説明します。

昭和30年代頃に、沖建網漁業の規模が増大し、操業範囲が拡大、操業が人工魚礁にも及び、釣、はえなわ漁業との漁場競合が増加、両者の抗争が表面化しました。

昭和41年に釣りとは建網の間で暫定的に1年間の協定が締結されました。

その後、昭和42年には新たに協定が締結され、以後、自主規制として位置づけられてきました。

昭和45年に協定内容のうち漁具制限及び時間制限については、委員会指示で担保することが決定され、以後、委員会指示が発出されてきました。

内容については、38ページに示されています。

次に38ページの下側にありますが、「沖建網漁業の操業制限について」ですが、委員会指示の歴史については昭和59年頃、ヒラメを目的に沖建網にテグス網が使用されはじめ、他種漁業との漁場競合が生じたことから委員会指示が発出されました。

委員会指示の内容ですが、39ページにありますように漁具の制限、漁具の標識、操業時間の制限です。

平成に入りまして、漁具の制限及び漁具の標識については、許可の制限又は条件で担保されたことから、操業時間の制限のみが委員会指示の内容となっております。

令和4年3月30日付で委員会指示の更新要望が、はぎ統括支店運営委員長及び長門統括支店運営委員長から会長あてに出されています。

41ページには、今回の委員会指示案の内容を示しております。

引き続き、43ページですが、第6号議案「まだい稚魚の採捕の制限について」の委員会指示について説明します。

昭和53年に下関外海において養殖用種苗として100万尾を超えるマダイ稚魚が採捕されたことで、昭和54年に原則として全長11センチメートル以下のマダイを養殖用種苗として採捕することが禁止されました。

昭和61年7月の委員会において、採捕の上限を30万尾とし、向こう5ヶ年（昭和61年～平成2年）を目処に養殖用種苗の採捕を取り止めることが決定されました。

マダイ稚魚の採捕数量は、平成元年を最後に採捕の実態がなくなったことから、委員会指示の採捕承認の規定も削除された。

一方で資源管理の強化の取り組みの中で、平成5年8月から全長15センチメートル以下のマダイの再放流の自主規制が開始されました。

平成9年6月の委員会において、委員会指示と自主規制の整合性を図るべきとの意見が出され、平成10年の委員会において規制を強化し全長15センチメートル以下のマダイの採捕を禁止する指示を発出することが決定されました。

それ以後、委員会指示が継続されています。委員会指示案については、次のページに示しています。

次に第7号議案、45ページですが、「曲建網漁業の漁具及び漁法の制限について」の委員会指示についてご説明します。

昭和41年8月に開催された委員会において、曲建網が操業を休止又は移動する際に道網を残しておくことが、他の漁業の操業に支障が生じているとの意見が出され、曲建網漁業の休止及び漁場の移動のために本網を取り除く場合は、道網もともに取り除かなければならないという委員会指示を発出することが決定されました。

昭和48年2月には、曲建網漁業の漁具の定義付けがされました。

網丈4.3メートルを超える建網の承認に関連して、曲建網漁業も委員会承認制とすることが決定されました。

昭和51年には、曲建網漁業の委員会承認の手続きを廃止することが決定されましたが、曲建網漁業の規制内容は関係者に周知する必要があることから、新たに「曲建網漁業の漁具及び漁法の制限」として委員会指示が発出されました。

平成13年までは1年更新でしたが、以後は3年更新となっています。

46ページに委員会指示案を掲載しております。

続きまして、47ページの第8号議案「夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法の禁止について」ご説明いたします。

委員会指示の経緯につきましては、昭和43年7月及び9月の委員会におきまして、ウェットスーツ、キャップランプ及びハンドランプを使用してウニ、サザエ等の採捕の取り扱いについて審議され、委員会指示を発出することが決定されています。

内容は、ウニ、サザエ等第1種共同漁業権の内容となりうる水産動植物を夜間潜水して採捕することを禁止するものです。指示の有効期間については、1年間となっています。

その後、昭和44年の委員会において、禁止漁法を「夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法」に改正し、昭和59年には表現を現在の形に改正し、現在に至っています。

平成13年までは、指示期間は1年でしたが、以後3年に改正し、3年ごとに委員会指示が更新されています。

48ページに委員会指示案を示しております。

最後の議題です。第9号議案ですが、49ページ、「油谷湾におけるすくい網漁業の禁止について」ご説明いたします。

委員会指示の経緯については、昭和35年に油谷湾漁業開発協議会が湾内のすくい網漁業の操業を1月から3月まで禁止する自主規制措置を行いました。

昭和44年2月の委員会で委員会指示の発出が決定されました。

昭和46年1月の委員会では、2月から3月の2カ月については、いかなご採捕を目的とするものに限り認めるようにとの協議会の修正要望を受け、要望どおり内容を変更し、委員会指示を発出することとされました。

昭和60年の委員会において、指示期間を1年間から3年間に変更することが決定され、以後、3年ごとに更新され現在に至っています。

令和4年5月に油谷湾漁業開発協議会長から委員長あてに委員会指示の更新要望がされています。

51ページに委員会指示案を示しております。

以上で説明を終わります。

濱本会長

事務局からの説明が終わりました。それでは、議案ごとに審議を行います。

第4号議案「まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止」について、どなたかご質問等がありますか。

質問がなければ、第4号議案については、原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なし。-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第4号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第5号議案「沖建網漁業の操業制限」について、どなたかご質問等がありますか。

質問がなければ、第5号議案については、原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なし。-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第5号議案は、原案のとおり委員会指示を更新することといたします。

続いて第6号議案「まだい稚魚の採捕の制限」について、どなたか

ご質問等がありますか。

質問がなければ、第6号議案については、原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なし。-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第6号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第7号議案「曲建網漁業の漁具及び漁法の制限」について、どなたかご質問等がありますか。

質問がなければ、第7号議案については、原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なし。-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第7号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第8号議案「夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法の禁止」について、どなたかご質問等がありますか。

質問がなければ、第8号議案については、原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なし。-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第8号議案は、原案のとおり可決されました。

最後に第9号議案「油谷湾におけるすくい網漁業の禁止」について、どなたかご質問等がありますか。

質問がなければ、第9号議案については、原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なし。-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第9号議案は、原案のとおり可決されました。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。

報告事項「漁業権一斉切替えについて」を水産振興課より報告をお願いします。

松永主査

水産振興課の松永と申します。座って説明をさせていただきます。お手元の資料の52ページをお開き下さい。

区画漁業権、定置漁業権につきましては、来年度9月、共同漁業権につきましては、令和6年の1月に現在免許されている漁業権の有効期間が満了するため、切り替えを行うこととなります。

この漁業権の切り替えですが、令和2年12月に漁業法が大改正されまして、その漁業法に基づいて行われる初めての漁業権切り替えとなります。

資料に漁業法がどのように改正されたか記載しています。「適切かつ有効」というキーワードが出てきております。

「適切かつ有効」というのが何かと申しますと漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況を指します。

これまでは、漁業法の中に優先順位というのがありまして、漁協の優先順位が高かったのですが、これが廃止されまして、今、免許を受けている漁業権者、イコール、漁協になると思いますが、漁協が漁業権を「適切かつ有効」に活用されている場合は、漁協に優先的に免許されます。

そうでない場合は、漁場で地域に最も寄与する者に免許するという建付けになっております。

団体漁業権というのは、漁協が免許を受けて組合員に行使させるスタイルの漁業権を指します。共同漁業権や一部の区画漁業権ですが、こういうのをまとめて団体漁業権といいます。このような漁業権の免許を受ける場合は、漁場の生産力を発展させるために、経営の高度化の促進に関する計画を策定し、定期的に点検が必要となります。

免許を受けたい漁業権者は、漁業権を有効に活用するよう計画を立てて、毎年、点検する必要が生じます。

こういった法改正がなされておりますが、本県の漁業権についてどのような課題があるかを2番目に示しております。

(1)として、漁業権の有効活用ということですが、全県的に組合員の減少、高齢化が進んでいます。

下にグラフを示しています。日本海側の漁協支店の正組合員数の推移を示しております。

左が10年前、白い部分は、支店の正組合員数が30人以上、グレーのところは20人以上30人未満、黒いところが20人未満を示しています。

直近の状況では、30人未満の支店が半数以上、この減少率を当てはめて10年後を見ても20人未満が半数、30人未満でみると全体の8割を占める深刻な状況となります。

53ページの右上、その他の有効活用に係る課題ですが、法改正に

よる特定水産動植物制度の導入ですが、不法にアワビ、ナマコを獲れば、3,000万円以下の罰金ということになります。

法改正前は、漁協が受忍すれば問題なかった採捕行為が、改正後は、漁業権に基づくか漁業許可を受けていないと例え漁協の組合員であっても罪に問われることとなりました。

こういった部分への対応が2番目の問題となります。

3点目としまして、地区によっては採捕されていない水産動植物の活用の問題です。

例えば、ある地区では昔は獲っていたが、今は獲る者がいなくなったが、近隣の地区では獲っている。このような場合に、漁業権の有効活用についてケアする必要があるのではないかと。

4点目としては、漁業権者は漁場の活用状況を毎年知事に報告する。

これは、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する義務がある。きちんとこの義務を果たされているのか、漁業権者は活用状況を知事に報告する必要がある。

報告された内容を知事がチェックしまして、問題がある場合は、指導、指導に従わない場合は、勧告、勧告にも従わない場合は、漁業権の取り消しという非常に厳しい取り扱いになります。

(2)の漁業権の漁業の検討ですが、本県では漁業権の漁業、例えば、アワビ漁業、ワカメ漁業等ですが、漁業権の中に貝類とか海藻類を網羅的に免許しています。

その漁場に生息している有用水産動植物は、基本的にはほぼ免許しています。

行使者の減少、高齢化に伴い、利用している水産動植物も変化している。

法改正で、「適切かつ有効」な漁場利用が求められる中、行使実態がない漁業を免許することがどうなのかという問題があります。

(3)の漁業権行使規則のところですが、2つありまして、法改正を踏まえた対応ということで、①のほうですが漁業権行使規則に行使料の額を明記することが法定されました。

令和2年12月の法改正時に、次の切り替えまでには対応しなさいということで、今回の漁業権切り替えの行使規則制定時に対応する必要があります。

②漁業権行使規則の精査ということで、漁業情勢の変化により行使規則の内容と行使実態に乖離が生じてきている可能性があります。

現状にあったルールを定める必要があります。

そういった問題がある中でスケジュールですが、54ページをお開きください。

区画、定置については来年の9月1日、共同漁業権については、令和6年の1月1日免許に向けて、切り替え作業と進めて行く必要がある。

ります。

説明会ですが、今年の5月末から6月の頭にかけて実施しております。

とっかかりとして、免許されている漁業権がどのように行使されているか実態調査を実施しております、その調査結果により問題点を整理。

問題点を整理した結果を踏まえて、県が切替方針を決定。

夏頃になりますが、改めて漁協に切替方針を説明する予定としております。

その後、切替方針を踏まえて漁協から漁場計画要望を提出していただく。

要望を踏まえて、漁場計画の案を作成、本年の末になりますが、利害関係人からの意見聴取、新たに法制化されたものですが、広く公に意見を聴くものです。

意見等を踏まえて、漁場計画案を作成、来年度、委員会に諮問、承認いただければ、計画を公示します。

公示に対して漁協から免許申請を出していただき、委員会に意見を聴き問題ないということであれば、免許するということになります。

来年度にかけまして、説明したようなスケジュールで進めてまいります。

また、実態調査を行い、方針、漁場計画を立てるわけですが、途中で委員会の意見を聴くこともあると思っております、よろしくお願ひします。

濱本会長

ただいま、説明がありましたが、ご質問等ございますか。

-----質問なし。-----

濱本会長

それでは、続いて報告事項2「付帯決議に基づく知事管理漁獲量の変更について（くろまぐろ）」水産振興課から報告をお願いします。

廣畑主任

水産振興課の廣畑です。

本年度、クロマグロの知事管理漁獲可能量を変更しましたので、その結果を報告します。

付帯決議ですが、漁獲枠を変更する際には、委員会への諮問が必要ですが、漁獲枠が逼迫した状況においても、手続きが必要であるため、変更した漁獲枠による漁獲管理を開始するまでにタイムラグが生ずるおそれがあります。

そこで、クロマグロについては小型魚、大型魚とも手続きの迅速化のため、国からの配分変更及び県内知事管理区分間の漁獲枠融通につ

いては、漁獲を継続するために資源管理方針別紙の配分基準に基づいて知事管理漁獲可能量を変更し、変更の内容については事後報告とすることで3月の委員会で付帯決議をいただいております。

また、資源管理方針別紙1－3クロマグロ（小型魚）の配分基準2の「あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法」については、融通数量は関係知事管理区分の要望に基づいて決まるため、融通を要望した知事管理区分に該当数量を配分することについても付帯決議をいただいております。

2番、付帯決議に基づく令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更についてなんですが、今年度、下の表のとおり漁獲可能量を変更しております。

3月24日に当初配分がありまして、5月9日に国の前期の繰り越しに伴う小型魚、大型魚について追加配分を受けております。

小型魚については26トン、大型魚については、3.5トンの追加配分を受けています。

5月26日にも国から小型魚0.6トンの追加配分を受けております。この追加配分は、5月9日の追加配分の計算ミスということですので。

以上です。

濱本会長

ただいま説明がありましたが、どなたかご質問はありますか。

-----質問なし。-----

濱本会長

それでは以上を持ちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、ほかに何かありますか。

事務局なにかありますか。

土井書記

委員のみなさまには全漁調連会報をお配りしております。

70周年ということで、濱本委員、森澄委員及び近本委員に水産庁長官から感謝状が授与されております。

また、西日本ブロック会議を10月から11月にかけて山口県で開催することとなっておりますのでよろしくお願ひします。

濱本会長

それでは、以上で本日の委員会を終了します。

慎重なご審議ありがとうございました。

(14:24 終了)